

「ブロック塀等を建築される方へ」

会 津 若 松 市

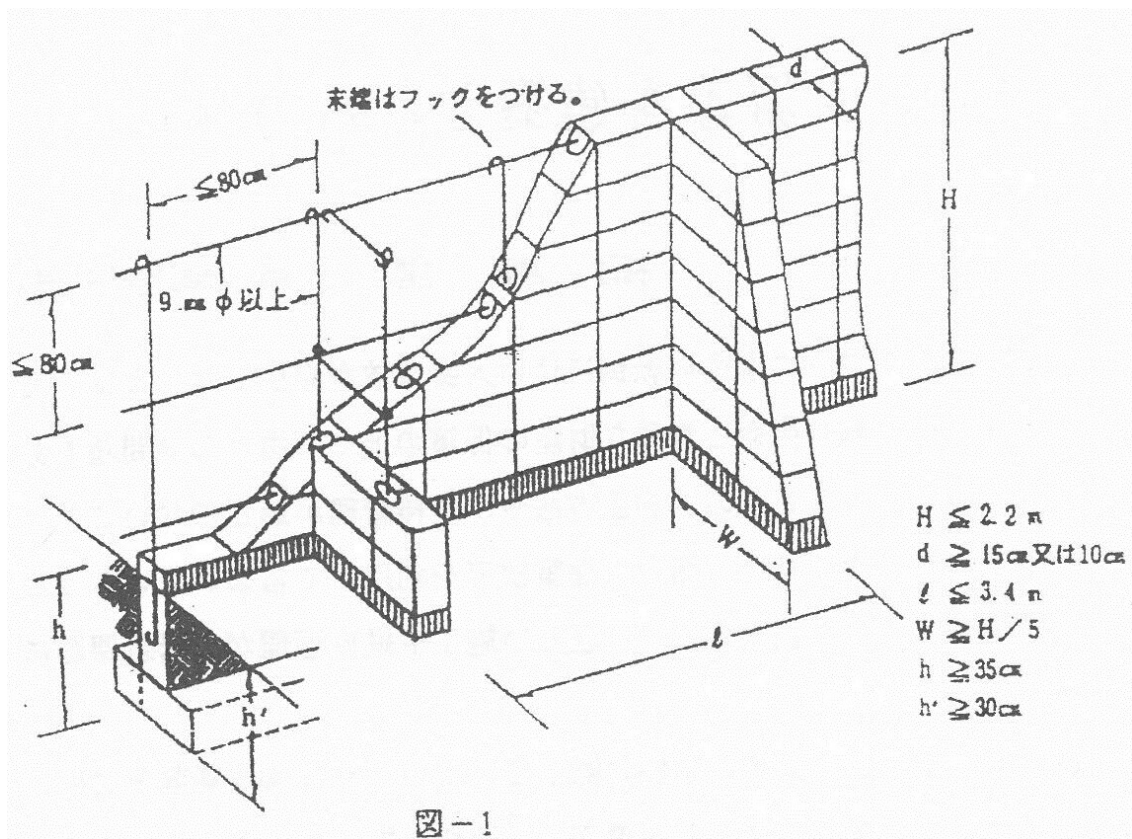
宮城県沖地震によるブロック塀等の転倒に伴い人身事故が発生したことは、大きな社会問題であり代え難い生命と貴重な財産の保護の上で、由々しい問題であります。これらは、建築するときの施工方法や、維持管理が適正でないことに起因しておりますが、われわれの社会生活が、建築物等を利用して営まれていることから、これら災害を未然に防止するため、正しい施工や維持管理が緊急課題になっています。

建築基準法には、ブロック塀等の建築に際して、次のような構造基準を定め、その安全を図っておりますので、これを遵守し、適切な施工がなされるようお願いいたします。

1. 補強コンクリートブロック塀の構造

(建築基準法施行令第62条の8関係)

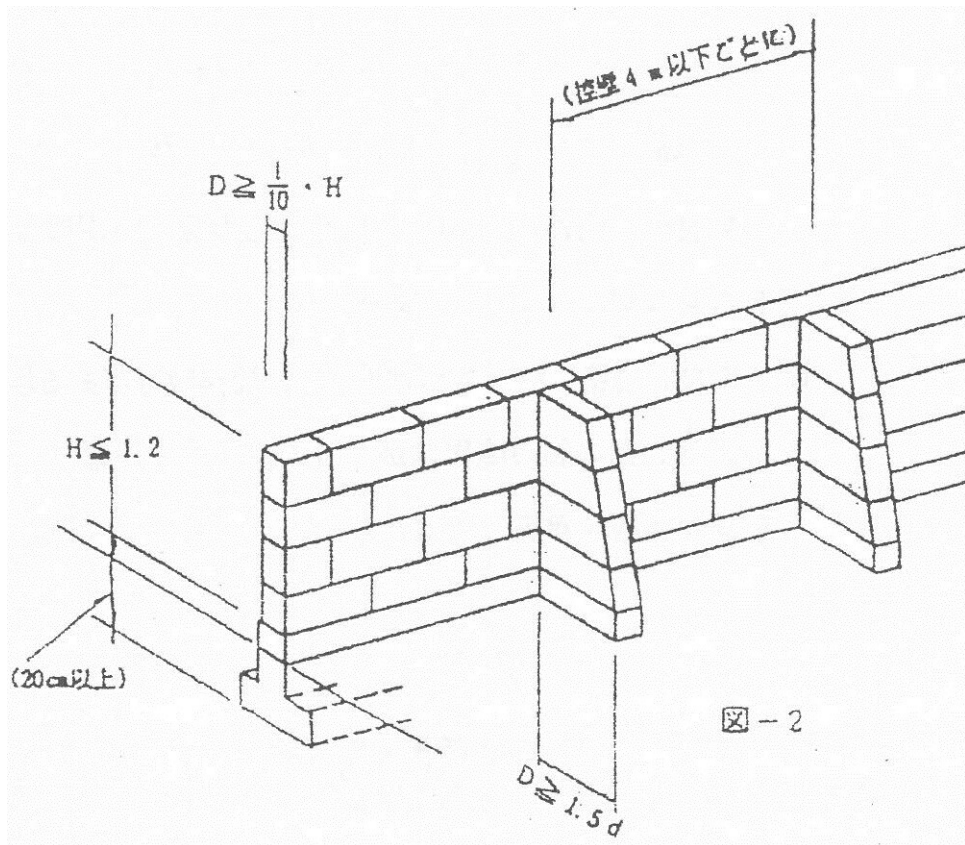
- (I) 高さは、2.2m以下とすること。
- (II) 壁の厚さは、15cm（高さ2m以下の塀にあつては、10cm）以上とすること。
- (III) 壁頂と基礎には横に、壁の端部と隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋を配置すること。
- (IV) 壁内には、径9mm以上の鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置すること。
- (V) 長さ3.4m以下ごとに、径9mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において、壁面から高さの1/5以上突出したものを設けること。
(高さ1.2m以下のものは不要)
- (VI) (III) 及び (IV) の鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋は壁頂及び基礎の横筋に、横筋はこれらの縦筋にそれぞれかぎ掛けして、定着すること。
- (VII) 基礎の丈は、35cm以上とし、根入れの深さは30cm以上とすること。
(高さが1.2m以下のものは不要)



2. 石造等の組積造塀の構造

(建築基準法施行令第 61 条関係)

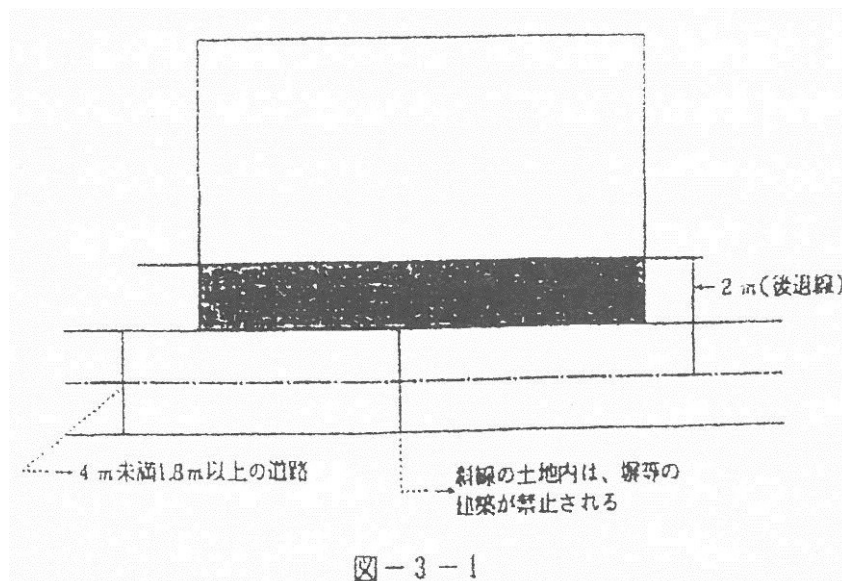
- (I) 高さは、1.2m 以下とすること。
- (II) 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上とすること。
- (III) 長さ 4m 以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控壁（木造のものを除く）を設けること。
 (ただし、その部分における壁の厚さが (II) でいう壁の厚さの 1.5 倍以上ある場合は不要)
- (IV) 基礎の根入れ深さは 20cm 以上とすること。



3. ブロック塀等の建築位置に関する制限等

(建築基準法第42条、第44条関係)

- (I) 塀等を建築する場所が都市計画区域内にある場合は、道路内に又は道路に突出して、建築することはできない。



- (Ⅱ) イ. 塀等を建築する場所が都市計画区域になった際、すでに建築物が立ち並んでいる道で特定行政庁（会津若松市長）が指定した幅員 4m 未満 1.8m 以上の道（以下「みなし道路」という。）に面している場合は、道路中心から 2m 後退した線の内側に塀等を建築してはならない。（図-3-1 参照）
- ロ. みなし道路に沿ってがけ地、川、線路敷等がある場合は、当該がけ地等の道の側の境界線から道の側に水平距離 4m 後退した線の内側に塀等を建築してはならない。（図-3-2 参照）

